

# 「相続税・贈与税における配偶者特例」

## CONTENTS

### 第1章 贈与税の配偶者控除

テーマ1	贈与税の配偶者控除の概要	2
------	--------------	---

■贈与税の配偶者控除とは

テーマ2	適用を受けるための手続	21
------	-------------	----

■適用を受けるための手続

### 第2章 配偶者に対する相続税額の軽減

テーマ3	配偶者に対する相続税額の軽減の概要	24
------	-------------------	----

■配偶者に対する相続税額の軽減とは

テーマ4	適用を受けるための手続	37
------	-------------	----

■適用を受けるための手続

### 第3章 その他の相続税の特例

テーマ5	相続税におけるその他の配偶者特例	44
------	------------------	----

■相続税の計算上設けられているその他の特例

## 第4章 配偶者居住権等

### テーマ6 配偶者居住権等の概要 50

---

■配偶者居住権等とは

### テーマ7 配偶者居住権等の評価 54

---

■配偶者居住権等の価値は

■本講義・テキストの内容及び関係法令書類につきましては、令和3年4月1日確定法令等に基づき作成しております。

## 第1章 贈与税の配偶者控除

# 1

## 贈与税の配偶者控除の概要

### 贈与税の配偶者控除とは

#### ■ 1 贈与税の配偶者控除が設けられた趣旨

配偶者間における贈与については、次に掲げるような特殊性を考慮して、贈与税の負担を軽減する意味から、この制度が設けられています。

- (1) 夫婦財産の形成は、夫婦の協力によって得られるものであるという考え方が強い
- (2) 夫婦間の財産の贈与は、生存配偶者の老後の生活保障を目的とするものである
- (3) 夫婦間における贈与については、贈与という観念が薄い

#### ■ 2 贈与税の配偶者控除の要件

- (1) 贈与配偶者の要件

受贈配偶者との婚姻期間が20年以上である者

- (2) 贈与財産の要件

居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭

《居住用不動産の意義》

専ら居住の用に供する土地もしくは土地の上に存する権利もしくは家屋で  
法施行地にあるもの

- (3) 贈与財産の用途

① 居住用不動産

その取得の日の属する年の翌年3月15日までにその居住用不動産をその者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みである場合

② 金 銭

その取得の日の属する年の翌年3月15日までにその金銭をもって居住用不動産を取得して、これをその者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みである場合

(4) 控除額

次の金額をその年分の贈与税の課税価格から控除します。

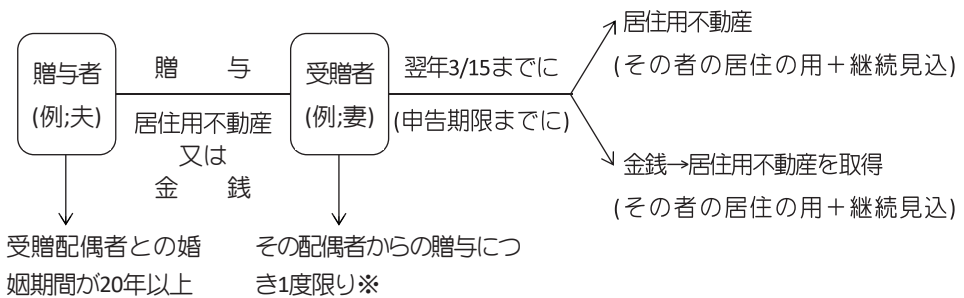
① 原則  
20,000千円

② 居住用不動産の価額と金銭のうち居住用不動産の取得に充てられた部分の金額との合計額が20,000千円に満たない場合  
その合計額

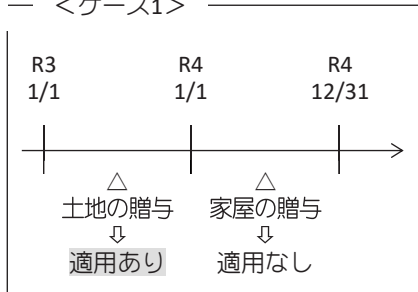
(5) 適用が受けられない場合

その年の前年以前のいずれかの年にその配偶者から取得した財産につき贈与税の配偶者控除の規定の適用を受けた者は、適用を受けることはできません

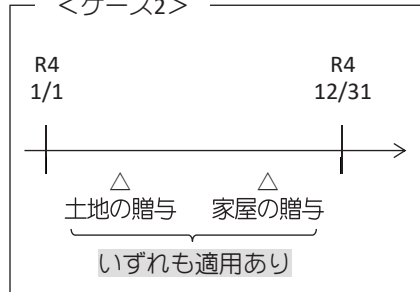
【適用要件の整理】



※ — <ケース1>



<ケース2>



### 設 例

次の例において各受贈者の令和4年分の贈与税額はいくらでしょうか。税率表は5ページを参照してください。

(例1)

Aは、婚姻期間が20年以上である配偶者Bから、令和4年12月15日に、現金15,000千円の贈与を受けた。Aは、この15,000千円に自己資金8,000千円を合わせて、令和5年2月15日に、居住用宅地と居住用家屋を購入し、これを居住の用に供している。Aは、引き続き居住の用に供する見込みである。

(例2)

Cは、令和4年4月1日に、配偶者Dから居住用不動産22,000千円の贈与を受け、居住の用に供している。Cは、引き続き居住の用に供する見込みである。なお、CとDの婚姻期間は29年11月である。

### 解 説

(1) 例1について

婚姻期間が20年以上である配偶者から居住用不動産を取得するための金銭を贈与により取得し、その金銭をもって居住用不動産を取得し居住の用に供しており、その後引き続き居住の用に供する見込みであるため、適用を受けることができます。なお、贈与税の配偶者控除額は、居住用不動産の取得に充てられた金銭の額が20,000千円に満たないため、その金銭の額となります。したがって、Aの令和4年分の配偶者控除後の贈与税の課税価格は、次のとおりです。

$$15,000\text{千円} - 15,000\text{千円} = 0$$

(2) 例2について

婚姻期間が20年以上である配偶者から居住用不動産を贈与により取得し、その居住用不動産をその後引き続き居住の用に供する見込みであるため、適用を受けることができます。なお、贈与税の配偶者控除額は、居住用不動産の価額が20,000千円以上であるため20,000千円となります。したがって、Cの令和4年分の配偶者控除後の贈与税の課税価格は、次のとおりです。

$$(22,000\text{千円} - 20,000\text{千円} - 1,100\text{千円}) = 90\text{千円}$$



参考 婚姻期間の判定

- (1) 贈与者が受贈者との婚姻期間が20年以上である配偶者に該当するかどうかの判定は、財産の贈与の時の現況によります。
- (2) 婚姻期間は、民法に規定する婚姻の届出があった日から、その財産の贈与があった日までの期間(その期間中に受贈者が贈与をした者の配偶者でなかった期間がある場合には、その期間を除く。)により計算します。



参考 一般贈与財産と特例贈与財産

平成27年分の贈与税より税率が一般贈与財産用と特例贈与財産用とに分かれていて受贈者の年齢や贈与者と受贈者との関係によりどちらの税率を使うのかを判定することになります。

配偶者間における贈与には(1)の税率が適用されることになります。

- (1) 一般贈与財産…下記(2)以外の贈与。

基礎控除後の課税価格	税率	控除額	基礎控除後の課税価格	税率	控除額
2,000千円以下	10%	—	10,000千円以下	40%	1,250千円
3,000千円以下	15%	100千円	15,000千円以下	45%	1,750千円
4,000千円以下	20%	250千円	30,000千円以下	50%	2,500千円
6,000千円以下	30%	650千円	30,000千円 超	55%	4,000千円

- (2) 特例贈与財産…その年の1月1日において20歳以上である直系卑属(子・孫など)への贈与税の計算に使用します。

基礎控除後の課税価格	税率	控除額	基礎控除後の課税価格	税率	控除額
2,000千円以下	10%	—	15,000千円以下	40%	1,900千円
4,000千円以下	15%	100千円	30,000千円以下	45%	2,650千円
6,000千円以下	20%	300千円	45,000千円以下	50%	4,150千円
10,000千円以下	30%	900千円	45,000千円 超	55%	6,400千円

# 第1章 贈与税の配偶者控除

税務署長 令和04年分贈与税の申告書 (兼贈与税の額の計算明細書)

住所 (電話 )  
東京都千代田区神田三崎町

フリガナ タ ッ ク ハ ナ コ

氏名 T A C 花子

個人番号又は法人番号 ※個人番号又は法人番号は複写されません

生年 3 4 5 0 1 0 1 職業

種類	贈与日	取得した財産の明細	単価	財産を数値した取得価目	贈与税の税率	贈与税の申告額
特例贈与	住所			円		
	氏名			円		
財産分	住所			円		
	氏名			円		
特例贈与と財産分の合計額 (課税価格) ①						

種類	贈与日	取得した財産の明細	単価	財産を数値した取得価目	贈与税の税率	贈与税の申告額
一般贈与	住所	東京都千代田区神田三崎町	家屋 家屋 自用家屋	円	令和04年04月01日	
	氏名	T A C 太郎	東京都千代田区神田三崎町	22,000,000	1	
一般贈与と財産分の合計額 (課税価格) ②						
配偶者控除額 (7) (7) に印を記入します。 (7) 私に、今回の贈与者からの贈与について、別項で贈与税の配偶者控除の適用を受けます。 (最高2,000万円) ③						

④	20000000	⑬	22000000
⑤	11000000	⑭	9000000
⑥	9000000	⑮	000000
⑦	9000000	⑯	000000
⑧		⑰	000000
⑨		⑱	000000
⑩	9000000	⑲	000000
⑪		⑳	9000000
⑫		㉑	000000
		㉒	000000

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

第一表 (令和2年分以降適用)

この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

7欄の控用の計算方法等については、申告書裏表控用の裏面に記載されています。